

令和5年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和6年1月18日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより、令和 5 年度第 3 回の新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

それでは、本日の資料につきまして、まず事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、本日お配りしております資料について確認をさせていただきます。

初めに、このたび私、人事異動がありまして区政情報課長に就任しました佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元にある資料の確認ですが、1 つ目がこちらの次第です。次に、委員の皆様の座席表です。次に、「資料 1」と右上に書かれている、「令和 5 年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件一覧」という資料です。続いて、2 つ目の資料が、右上に「資料 2」と書かれている、「情報公開・個人情報保護制度の運用状況に係る公表項目・内容の改定について」という資料です。最後に、3 つ目の資料ですが、「個人情報の滅失について」という、標記の資料です。

そのほか、お手元に黄色いファイルを配布いたしました。こちらは、令和 4 年度の新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の資料です。こちらについては、後ほど説明の中でご確認いただく資料となっております。

また、A 3 判の資料ですが、こちらは、令和 5 年度新宿区個人情報保護管理運営会議の案件一覧の概要版という資料です。本日、こちらの資料をもとに会議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

ではまず、資料 1 の令和 5 年度新宿区個人情報保護管理運営会議の審議案件、令和 5 年 7 月から令和 6 年 1 月までということですが、ご報告よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】それでは、1 つ目の案件についてご報告させていただきます。

先ほどご確認いただきました資料 1 とこちらの A 3 の資料、両方ご用意いただきたいと思います。

限られた会議時間というところもございまして、こちらの分厚い資料をまとめた、概要版をもとに、これまで令和 5 年 7 月から令和 6 年 1 月まで管理運営会議で審議した案件について、私から簡単に概要を説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

今回の報告案件は、51 件ということですが、かなり多い案件になりますが、まず 1 ページ目から

説明させていただきたいと思います。

まず1 ページ目の左上に凡例を載せているのですが、黄色い網かけが、「東京共同電子申請・届出サービスの利用に関する案件」ということで、区における電子申請の手続を追加した案件がこちらの黄色い網かけになっております。ナンバーのところを見ていただきますと、今回こういった案件が複数ありますので、網掛けの色を見ていただければ、この案件については、「東京共同電子申請・届出サービスの利用に関する案件」であることを確認いただけるかと思っております。

次に、青い網かけが、「システム標準化に関する案件」ということで、現在、自治体の情報システムの標準化が進められており、こちらの関係につきましては、相手先が用意したクラウド上にシステムを構築して、システムの運用・保守の業務を委託事業者等に行わせるなどの案件がこちらの青い網かけの「システム標準化に関する案件」となっております。

次に、緑色の網かけが、PIAと言われる「特定個人情報保護評価に関する案件」ということで、マイナンバーを利用する事務について、特定個人情報をファイルとして保有する場合、何か修正などがあった場合はリスクを分析して適切な措置をとることを公表することが定められておりますので、そちらに関する案件が緑色の網かけの案件となっております。

凡例の説明は以上です。

それでは、1 番の案件から説明させていただきます。資料の中央付近の案件のところをご覧くださいいただけますでしょうか。まず、東京電子申請サービスの手続の追加の案件でございます。追加の手続については、備考欄に書いてありますが、こちらはコロナワクチン接種券の再発行の申込み、また廃棄物管理責任者講習会の受講の確認、まちづくり協議会等への参加の申込み、こちらの案件を東京電子サービスの手続に追加されたという案件でございます。

次に2 番の案件ですが、こちらは「広報新宿」の個別配達のLINEを活用した電子申請に係るシステムの構築についてという案件でして、概要をご覧ください。まず、区では、令和4年7月から、LINEを活用して区が実施する事業の情報などを配信しておりますが、それに加えて、「広報新宿」の個別配達申込みの受付の事業を追加するという内容となっております。それに伴い、取得する情報項目について、申込みをした方の氏名や郵便番号、住所、電話番号が追加されたという内容となります。

次に、3 番の案件ですが、こちら青色の網かけになりますので、「システム標準化に関する案件」となります。システム標準化に対応した住民記録、印鑑登録システムへの移行等についてということで、ガバメントクラウド上に標準システムを構築してシステムの運用保守業務等

を委託するという一方で、住民記録のシステムについてこちらの委託を行ったという内容となっています。

次に、4番の案件についても同様に、システム標準化に対応した案件ですが、こちらは国民年金システムをガバメントクラウド上に、構築したという内容となっています。

次に、5番の案件ですが、「新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への提供について」という案件です。概要をご覧ください。これまで、児童虐待の未然防止等に向けた情報共有に関する協定書を区内の4つの警察署と締結していましたが、今回、新たに警視庁と協定を締結するという内容となっております。情報の提供については、L G W A N回線を通したメールで情報提供するという内容です。

次に、6番の案件ですが、次期国保情報の集約システムとの外部結合についてです。概要をご覧ください。現在、国民健康保険については、国保連合会というところが運用する国保情報集約システムとの外部結合を行っております。こちらのシステムが令和6年3月末で運用終了となることから、次期国保情報集約システムを開発するという内容でございます。新しいシステムにつきましては、クラウド上に構築して、保険事務の安定運用を継続させるという内容となっております。

次に、7番の案件ですが、こちらでも東京電子申請のサービスの追加になります。追加される手続は右側の備考欄のところに記載させていただいておりますが、スポーツ体験会・イベントへの参加申込み、参加者アンケート等でございます。

次に、8番の案件ですが、「ふるさと納税返礼品の導入に係る外部結合等について」です。概要をご覧ください。区では、令和5年10月より、ふるさと納税の返礼品を導入しました。区が寄附情報や返礼品の配送情報を管理・把握するために、委託事業者が運用するふるさと納税の管理システムとの外部結合を行うというものでございます。ノウハウを有する事業者に、返礼品の協力事業者との連絡調整や、配送事業の管理、また寄附金の受領証明書の発行などの業務を委託するものでございます。

次に、9番の案件ですが、こちらは、物価高騰対策の臨時給付金の事業に係るシステムの改修についてということで、P I Aに関する案件になります。物価高騰対策臨時給付金の給付事業についてのシステム改修ということで、特定個人情報保護評価を実施するというものでございます。

次に、10番の案件ですが、「税務システムの再整備等について」です。住民税・軽自動車税の賦課徴収業務について、区の統合基盤上に構築するパッケージシステムへ移行を行うとい

うものになります。また、システムのうち滞納整理支援システムの構築・運用については、開発元に再委託を行うというものでございます。

次に、11番の案件ですが、こちらはシステム標準化の案件になります。今回、国保標準システムへの移行についてということで、ガバメントクラウド上に、国保標準システムを構築して、区のPCと結合するためのシステムの運用保守業務委託を行うものでございます。

次に、12番の案件ですが、こちらはシステム標準化に対応した住民記録システムへの移行です。こちらの案件も特定個人情報保護評価の内容となっております。

次の13番の案件も特定個人情報保護評価の内容となっておりますが、こちらは国民年金システムの移行について、特定個人情報保護評価を実施するという内容となっております。

続きまして4ページへお進みください。14番の案件ですが、こちらは、国保標準システムへの移行について、特定個人情報保護評価を実施するという内容となっております。

また、15番の案件についても、保健情報システムへの移行について、特定個人情報保護評価を実施するという内容となっております。

次に、16番の案件ですが、東京共同電子申請サービスの利用に係る外部結合ということで、新たに手続きが追加される内容となります。備考欄をご覧ください。学童クラブの利用申請、放課後子どもひろばの事業延長の利用申請、こちらを追加した内容となっております。

次は、17番の案件ですが、10番で報告しました、税務システムの再整備の案件について、特定個人情報保護評価の報告を行った内容となっております。

次は、18番の案件ですが、こちらは大久保公園の周辺における防犯カメラの設置についてです。公園利用者の安全確保、犯罪の予防のために、新宿区立大久保公園の外周に防犯カメラ2基設置するという内容になります。

次に19番の案件ですが、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に係る生活保護システムの改修についての案件です。概要をご覧ください。生活保護受給世帯に対する医療扶助の事務については、社会保障の診療報酬支払基金が管理する中間サーバーと、オンライン資格確認等システムを利用しております。今回、委託先からシステム、サーバーの運用保守業務を再委託することについて申出があったので、今回、再委託について付議されたものになります。再委託先は、サーバーの開発元となっておりますので、再委託を承認したという内容となっております。

次に、20番の案件ですが、「管理計画認定手続支援システムの利用に係る外部結合について」です。こちらの案件につきましては、令和4年4月にマンション管理計画認定制度が創設

され、管理計画認定審査自体は区が行う業務ですが、それに先立ち、国から指定を受けたマンション管理センターが事前審査を行うことによって、滞りなく認定審査を行うことが可能となります。この認定審査に当たって、センターが提供する認定手続支援システムを利用することで業務の効率化を図ることができるということから、区のイントラネットPCと外部結合するという内容となっております。

次に、21番の案件ですが、児童・生徒の健全育成に係る警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供についてです。こちらは、平成17年に警視庁と新宿区教育委員会との間で締結された「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」に基づいて区立の小学校、中学校などを対象に、警察から学校への連絡事案と学校から警察への連絡事案について報告を行うという内容となっております。

次に、22番の案件ですが、「マイナポータルびったり電子申請サービスの利用に係る外部結合について」です。こちらは、マイナポータルの手続の追加ということで、区立幼稚園の入園申請を追加するものです。

次に、23番の案件ですが、「心電図データの学術研究目的のための外部提供について」です。心臓検診において得られる心電図波形のデータについて、個人情報保護法第69条2項4号の「学術研究の目的のため」に該当することから、医療法人社団こどもハートに外部提供を行うという内容となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。24番の案件ですが、「区立幼稚園・区立学校一斉連絡事業に係る外部結合等について」です。現在、一斉メール配信システムを利用して、区立学校から、防犯・防災などに関する緊急情報を保護者に一斉に提供することによって、園児・児童・生徒の安全の確保をしてきたのですが、現行システムがサービス終了するため、新しいシステムを導入するものになります。現在、メール配信機能はございますが、それ以外にクラブや部活動などの所属グループに絞り込んだ配信が、今後可能になります。この機能以外にも、出欠席連絡機能・電子データ提供機能・自動翻訳機能などが新たに追加されるという内容となっております。これらの機能追加に伴って所属のグループ、出欠席情報などが情報項目として新たに追加されます。

次に、25番の案件ですが、「ふるさと納税返礼品の導入に係る業務の委託について」です。こちら、8番のふるさと納税の返礼品に係る業務委託について、ワンストップ特例申請の電子受付処理の業務を委託内容に新たに追加するという内容となっております。

次に、26番の案件ですが、保健情報システム等のシステム標準化に対応した健康管理シス

テムへの移行についてです。こちらがガバメントクラウド上に標準システムを構築して、区のPCと結合するためのシステムの運用保守業務を委託するという内容となっています。

次に、27番の案件ですが、こちらは地域広帯域移動無線アクセス、「地域BWA」というシステムの公衆無線LAN環境の運用保守業務の委託について、区の施設97か所に無料の公衆無線LANを整備するため業務委託及び再委託するものです。委託先には、地域BWAの基地局、区有施設に設置するルーター、アクセスポイントの保守を委託し、再委託先には利用認証設備の運用保守、管理を委託するという内容となっています。

次に、7ページをご覧ください。28番の案件です。「物価高騰対策臨時給付金事業に係るシステム改修について」です。こちらは、対象要件が変更されたことによってシステム改修を行うものです。こちら給付金の金額が3万円から7万円に変更したということ、支給対象者が非課税世帯のみに変更したということ報告したものです。

続きまして、29番の案件です。こちらは、新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業のシステム改修に係る特定個人情報保護評価について、パブリック・コメントの実施結果及び第三者点検結果を踏まえた評価書の内容について、報告したものでございますが、パブリック・コメントでの意見がなかったことを報告しました。

次に、30番の案件ですが、税務システムの再整備についてです。こちらが、特定個人情報保護評価について、パブリック・コメントの実施結果及び第三者点検結果を踏まえた評価書の内容について、パブリック・コメントでの意見がなかったことを報告しました。

次に、31番の案件ですが、システム標準化の案件になります。3番で報告した、住民記録と印鑑登録システムへの移行について運用保守業務の体制強化のため、業務の一部を再委託するという内容となっています。

次に、32番の案件ですが、特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施結果及び第三者点検結果を踏まえた評価書の内容についての案件です。こちらは、住民記録システムへの移行についてのパブリック・コメントの実施結果及び第三者点検結果を踏まえた評価書の内容でございますが、意見はなかったことを報告しました。

次に、33番の案件ですが、システム標準化に対応した生活保護システムへの移行についてです。ガバメントクラウド上に標準システムを構築して区のPCと結合するためにシステムの運用保守業務を委託するものになります。また、今回この生活保護のシステムと併せて中国支援システムという中国残留邦人等の支援をするための管理のシステムについて、こちらのシステムは標準化の対象ではありませんが、生活保護システムと一体的に運用してきたため、中国

残留邦人等の支援システムも併せてガバメントクラウド上に移設するものでございます。

次に、34番の案件ですが、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の業務委託について」ということで、対象者の拡充及び委託内容変更の内容となります。右側の概要の中段のところですが、2業務委託の付議内容の(1)に書いてある、通塾型支援について、変更前が高校1年生の8月までだったものが、高校3年生まで対象者を拡充するというものです。(2)番が、従来の通塾型支援に加えて、新たに訪問型の支援を追加するという内容となっています。

次に、35番の案件ですが、「団体内統合宛名等システム及び自治体中間サーバーの開発について」です。こちらは、事務の追加の案件ですが、個人番号の利用事務処理に必要な庁内連携情報項目を追加するというので、外国人生活保護事務と、子どもの医療費助成事業を追加したという内容となっています。

次に、9ページ目をご覧ください。36番の案件ですが、「健康診査・がん検診業務等の外部結合について」です。現在、区では、新宿区医師会の健診等がん検診の業務委託をしていますが、今回、健康診査のデータ入力業務について情報項目を追加ということ、LGWANを利用して電子データを提供するという内容となっています。

次に、37番の案件ですが、特定健康診査受診者に対する保健指導及び利用勧奨等の業務の委託についてです。保健指導の支援方法について、現在は、対面で面談によって行っていますが、今回、オンライン、チャット、FAXによる支援を追加するという内容になります。これらの変更に伴いまして、収集する情報項目につきましても、メールアドレスが追加されるものでございます。

次に、38番の案件ですが、システム標準化に対応した国民年金システムへの移行についてです。4番で報告した、国民年金システムへの移行について、運用保守業務の体制強化ということで業務の一部を再委託するものです。

続きまして、39番の案件ですが、システム標準化に対応した国民年金システムへの移行について、こちらは特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施結果及び第三者点検結果を踏まえた評価書の内容についての案件ということで、パブリック・コメントの意見が2件ありましたが、国民年金の制度に関する意見ということで、評価書の内容を変更するものではなかったという内容となっております。

次に、40番の案件ですが、こちらは、システム標準化に対応した国保標準システムへの移行等についてです。特定個人情報保護評価のパブリック・コメントの実施結果及び第三者点検

結果を踏まえた評価書の内容についての案件の実施結果です。こちらにもパブリック・コメントの意見はなかったものでございます。

10ページをご覧いただきまして、41番の案件ですが、「予防接種予診票の業務の委託について」です。概要をご覧ください。現在、予防接種の予診票の作成、封入封緘業務を委託していますが、今回、予防接種の対象者へ送付する宛名の印字出力の業務についても一括して委託するという内容でございます。

次に42番の案件ですが、東京共同電子申請のサービスの外部結合についてということで、手続の追加の案件になります。右側の備考のとおり、就学相談業務における就学相談受付の手続と、自転車のヘルメットの購入の費用助成の申請ということで、2つの手続きを追加したものです。

次に、43番の案件ですが、「クラウド型研修システム（eラーニング）等の導入に係るシステム開発等について」です。今回、区では、クラウド型研修システムを導入し、研修生の推薦や受講生の決定など、研修事務を電子化するというものでございます。また一部の研修について動画の教材を取り入れて自席のパソコンで研修を受けられるようにするという内容となっております。

次に、44番の案件ですが、一時保育システムの導入、コンビニ収納に係る外部結合についてです。一時保育システムを導入して、これまで電話または来園によって行ってきた一時保育の利用申込みをオンライン化するというものです。システムを導入することによって、今まで郵送やFAXで行ってきた利用者の情報管理や、情報の共有について、一時保育システムの中で行うことができます。また、保育料の支払いについて、これまで金融機関の窓口のみでしたが、コンビニ収納と電子マネー決済が追加されたというものでございます。

次に、45番の案件ですが、保育業務支援システムの開発についてです。概要をご覧ください。今回、保育園に、保育業務支援システム、タブレットを新たに導入するというもので、このシステムを用いることで、指導計画や保健記録などのシステムを電子化することで、利用者に関するデータを相互連携することになります。また、保育園に登降園の打刻用の端末を設置することで、保護者がそれを打刻することによって、登降しているというのが確実に分かるというようなシステムを今回新たに導入するという内容となっております。

次に、46番の案件ですが、「(仮称) 児童相談システムの開発について」です。現在、区では、子育ての不安や悩みを持つ保護者に対して「子ども家庭相談管理システム」を利用して、相談支援を行っていますが、現行事業者の保守が終了することになったため、新しいシステム

を導入するという内容でございます。

次に、47番の案件ですが、「バースデーサポート事業に係る業務委託について」です。東京都では、妊娠期から子育て期の子育て世代に対して支援を行う区市町村に対して、「とうきょうママパパ応援事業」というものを行っております。区では令和5年度より事業に参加しておりますが、今回その事業内容に拡充があったものになります。拡充内容としましては、概要の(1)をご覧ください。まず、ギフト内容が拡充され、「育児パッケージ」から「家事・育児パッケージ」になり、育児の商品だけではなくて家事を支援する商品も対象となります。次に、(2)になりますが、令和5年4月1日以降に出生した子に対する金額が5万円ずつ拡充されます。最後に(3)になりますが、令和6年度から「こども商品券」に代えて「電子ギフト(電子クーポン、電子カタログ)」を配布する内容に変更となります。

次に、48番の案件ですが、「狂犬病予防注射済票の交付等業務の委託について」です。犬の飼い主は、年間1回狂犬病予防注射を接種することが法によって、義務づけられておりますが、現在は、この予防接種の後、保健所や出張所の窓口に来所して、注射済票の交付を受けております。今回、その済票の交付事務を東京都獣医師会に委託することで、飼い主は予防接種をした病院で、注射済票を受け取ることができるようにし、区民の利便性を向上させるものでございます。

次に、49番の案件ですが、「自転車用ヘルメット購入費助成事業委託について」です。令和5年8月から区では、自転車用のヘルメットの購入費の助成申請の業務を委託しています。今回、申請方法について、窓口や郵送に加えて、電子申請を追加するという内容となっております。受付方法が追加されることに伴って、委託内容の変更を行うものでございます。

次に、50番の案件ですが、システム標準化に対応した選挙人名簿の管理システムへの移行についてです。ガバメントクラウド上に選挙管理人名簿システムの標準システムを構築して、システムの運用保守業務の委託を行うものでございます。

次に、51番の案件ですが、私立学校の就学者等の支給給付金のシステムの構築についてです。子育て世帯の負担軽減を図るため、区立学校の給食費を無償化するとともに、私立学校就学者への区立学校給食費相当の給付を実施するというものでございます。こちらは、一元的にその給付を管理するために管理システムを構築することを委託し、給付の案内と確認書の印刷、発送、またコールセンター・窓口による案内の業務について再委託を行うという内容となっております。

以上をもちまして、令和5年7月から令和6年1月にかけて、個人情報保護管理運営会議で

審議した案件の報告になります。

【会長】ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、各委員からご質問、ご意見等あれば遠慮なくお願いいたします。

【布施委員】ただいまの報告の中で、標準化法に基づいて地方公共団体が情報システムを標準化する事業ということで、デジタル庁が用意したガバメントクラウド上に標準システムを、と書いてあります。標準化法に基づいて、今回、印鑑証明や住民基本台帳、国民健康保険、年金、それから生活保護などが対象となっていますが、対象の事業はどのくらいありますか。

それから、それぞれ外部結合は、基本的には国もしくは運営するシステムとの結合という意味だと思うのですが、どのように利用されるのかということが分かれば教えてください。

【情報システム課長】まず、対象の業務につきましては、法律の中で、地方公共団体の基本業務20業務ということで限定されております。そのうち特別区につきましては、ご承知のとおり、固定資産税と法人住民税、この2業務については行っておりませんので、特別区の中では18業務が対象になっております。期間としましては、法律発布から令和8年3月末までには、原則標準準拠システムに移行すると言われておりまして、それまでに移行する方向で現在業務を進めているという状況でございます。

外部結合につきましては、今まではシステムを構築しますと、例えば区の所有のサーバですとか、あるいは外部に借りたサーバに置かせてもらって、そこでシステムを構築して運用するというのが従来のやり方になります。今回、地方公共団体の基本業務、20業務を国が用意する、ガバメントクラウドと呼ばれているものになりますが、このガバメントクラウドにシステムを構築して、そこから区のデータセンターにデータを連携する通信経路をつくりまして、データのやり取りをしていくという形になります。

【布施委員】住民税も対象になるのかどうか、また、マイナンバーカードの中で健康保険の情報や、医療関係と薬剤関係なども一緒に抽出されているわけですよね。それも共通化するようなイメージを持っているのですが、いかがでしょうか。

【情報システム課長】まず、区民税については対象になっています。今回もこの案件の中でPIAも審議しておりまして、そちらの報告をさせていただいています。これは、標準化システムに移行する委託事業者選定のプロポーザルを昨年5月に実施しましたが、SE、システムエンジニアの対応が間に合わない、あるいは標準化の国の仕様書が出てからシステムを構築するまでの時間が少し足りないという申出が各社からありまして、プロポーザルが不成立となりました。ただ、標準化システムに移行する前に、区のホストコンピューターが令和7年の1月

で利用期限が切れるので、そのタイミングで一旦各社のシステムのほうに構築してもらうということで公募したところ、ベンダーが決まりまして、一旦そちらにシステムを移行しますということで今回、審議させていただいております。

想定としては、その後の令和8年1月に標準化するといった、2段階の方式で、税業務については移行する予定になっております。

国民健康保険につきましては、こちらも標準化の対象になっておりますので、標準化システムへ移行されます。マイナンバーは国民健康保険の業務に入っておりますので、そちらの連携はしていくことになります。

【布施委員】 外部結合をして使うところというのは、国や地方公共団体ということで、利用方法は考えているのですか。

【情報システム課長】 今回報告しているのは、ガバメントクラウド上にシステムを構築しまして、事業者がそのシステムを構築・管理運営していくので、事業者と区との外部結合ということになります。

過去に審議会に付議させていただいているかと思いますが、例えば、国民健康保険の情報を、法律の範囲内で、国保連合会と連携していくことはやっておりますので、そちらは引き続き行っていく形になります。

【布施委員】 国保連合会との連携がよく分からなかったのですが、説明いただけますか。

【情報システム課長】 全国の地方公共団体間のデータの連携、例えば住民基本台帳ですとか、そういった情報のやり取りは既に行っております。各地方公共団体のシステムの間には、統合宛名というシステムがありまして、そこに国民健康保険のデータも連携しており、現在もデータのやり取りができるようになっております。その統合宛名というシステムは区のデータセンターにありますので、そことの外部結合は従来どおりやることになっております。

【布施委員】 分かりました。

【栗原委員】 私からは1点、パブリック・コメントの件について少しお伺いできればと思います。いただいている資料でパブリック・コメントの意見なしの案件が多いかなと思ったのですが、パブリック・コメントの募集に関してはどういった手続で実施されたのかお伺いしてもよろしいでしょうか。

【区政情報課長】 パブリック・コメントの手続ですが、パブリック・コメントの募集をする前に、「広報新宿」に掲載するということが決まっておりますので、まず、広報紙に掲載します。また併せて、パブリック・コメントについては、ホームページに掲載をし、そこから意見を投

稿できるという形で、区民意見を募集するシステムを使って、広く意見を募っています。通常のパブリック・コメントを行うときは、例えば、区の行政に重大な影響があるものや条例の改正、そういった意見募集の場合は、多くの意見をいただくことがありますが、特定個人情報保護評価の案件につきましては、ほとんど意見が出てこない状況です。

【栗原委員】ありがとうございます。差し支えなければ、これまでPIAのパブリック・コメントを実施した中で意見などが出てきたケースはありますか。

【区政情報課長】今回のこちらの概要版の資料の9ページの39番のところに、国民年金システムの移行についての案件がありますが、このときに1名の方から2件の意見がありました。ただ、意見の内容が、特定個人情報保護評価に関するものではなく、年金に関することや、社会保障制度全般に関するご意見だったので、特に修正とかはなかったというものでございます。

【栗原委員】ありがとうございます。私からは以上となります。

【会 長】ほかに何かご意見等ございませんか。

【坂下委員】1点だけありまして、No. 19の医療扶助におけるオンライン資格確認導入に係る生活保護システムの改修等についての2番業務委託の付議内容に、再委託先がISMS認証を取得していると書かれているのですが、ワード資料では、ISMS認証を取得していて、個人情報の取扱いの安全性を確保できることから、再委託すると書いてあるのですね。ISMSというのは、基本的にその範囲が何かということが明確になっていないと、これは個人情報の取扱いの安全性が確保されているとは言えないと思うのです。プライバシーマークは、個人情報保護法をより厳格に守っているということなので、個人情報をしっかり守っていますと言い切っているのですが、ISMSというのは、「これがうちの宝です」というのをまず決めて、その宝を全社でやっているのか、部でやっているのか、課でやっているのかというのが規定されて認証する方法なのです。そのため、そこはそれぞれの会社が、しっかりと見ているかどうかというのは、助言として覚えておいていただければと思います。実はこのISMSというのは、会社の顧客データに関するもので、会社の顧客データについては、大丈夫でしたとなってしまうと、区が委託している個人情報のデータが守られていない会社に再委託したと言われてしまいますから、そこは気をつけてください。

以上です。

【栗原委員】24番の一斉メール配信システムに関して概要を拝見させていただきましたが、現行のシステムの終了に伴い新システムを導入するというところで、今後絞り込んだ形での配信をしていくという形でお話しされていたかなと思いますが、このあたりの情報をどこまで絞り

込んでいくのか、そういった線引きというものは、事業者に全て任せていくのか、もしくは区である程度制限していくのか、そのあたりの方向性のようなどころをお伺いできればと思います。

懸念点といたしましては、対象が子どもの情報になりますので、今後その情報を追加していくというお話もされていましたが、かなりの情報を取得して、それをもとにターゲティングしていくという形になっていくと、子どもに対する影響というのも出てくるのかなというのは懸念しております。そのあたり今後どうしていくというのを伺えればと思います。

【区政情報課長】今、委員ご指摘いただいたとおり、不要な情報を取得するということは基本的には行わないようにしていますが、そうした中で、例えば、今回もこちら記載させていただいておりますが、クラスであったり、部活動であったり、そういった絞り込みを行うことによって、利便性の向上と天秤をかけながら、しっかり個人情報を守るようにしていきたいと考えております。

【栗原委員】ありがとうございます。

【会 長】以上で、質問はよろしいでしょうか。資料1の議題については終わらせていただき、承認ということでよろしいでしょうか。とくに意見がなければ、了承とし、資料2の議題に移らせていただきます。

それでは、「情報公開・個人情報保護制度の運用状況に係る公表項目・内容の改定」について、報告をよろしく願いいたします。

【区政情報課長】右上に資料2と書いてある「情報公開・個人情報保護制度の運用状況に係る公表項目・内容の改定について」という資料をご覧ください。

まず、上のリード文のところをご覧ください。

区では、情報公開・個人情報保護制度の運用状況について、条例・規則に基づいて公表しているものとなっています。今回、この運用状況の公表項目・内容の改定について、少し検討させていただきたいということで議題に挙げさせていただきました。

まず、経緯でございます。区の個人情報の運用状況につきましては、昨年度までの本審議会におきまして、その内容が非常に過多となっており、区民の方が非常に理解しづらいものとなっているというご意見、また、記載の内容によっては、特定の個人を識別されるおそれがあるというご意見もございまして、公表項目の取捨選択または内容の精査の検討が喫緊の課題となっていたところでございます。

今、皆さんのお手元に黄色いファイルがあると思うのですがけれども、そちらが令和4年度の

ときに運用状況を公表したものになります。ページでいうと200ページを超えるものとなっていますが、これを各項目に分けてホームページで公表しているというのを、例年7月頃に行っている状況でございます。

こちら少しめくっていただきますと、非常に多くの項目を公表しているところと、あと内容によって、文書の名称、全部公開、部分公開、非公開を示しているもの、收受日、決定日などを載せております。こちらの資料につきましては、見る人が見たら内容が分かってしまうような部分が含まれているということ、また、ところどころ区の職員で個人情報を伏した形で丸印にしているものなどがありますが、個人情報を伏した状態にする作業も人の目でやっていますので、その確認が漏れてしまうと個人情報の流出にもつながりかねないという心配もありますので、この見直しというのは、これまでの審議会でもご意見いただき、課題となっていたものがございます。

令和5年度から、個人情報保護法が地方公共団体に対して直接適用されることになりまして、国の個人情報保護委員会から、法律に基づき、令和6年5月から9月にかけて、地方公共団体に対して令和5年度中の法の施行状況の報告を求めるということが、示されております。こうしたことも踏まえまして、国への報告の項目・内容等、区の運用状況の公表項目の内容の整合性をとろうと考えておりまして、この公表項目の内容の改定について、こちらの場を借りて検討させていただきたいと考えてございます。

資料の2番で別紙の1というのが、「現行の公表項目と根拠規定」になります。A4横の青とオレンジの資料をご覧ください。

こちらが現在、運用状況で公表している項目とその根拠の規定となっているのですが、1から17-2までの項目が公表されているものになります。青い網かけになっているものは、条例または規則で公表が義務づけられている項目となっております。オレンジ色のものは、区長が行う個人情報保護事務に関する規則の中の前項に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項ということで、過去に運用状況を作成する中で、少しずつ追加されていったものということで公表をしているものがございます。

次に別紙の2をご覧ください。こちらA3横の資料ですが、こちらは先ほど1から17-2の項目を横に並べて、23区、他区の状況をまとめた資料になっています。左上に凡例がついていますけれども、青い網かけのものが、公表している区が50%以上の項目。ここでいうと1番と2番、あと5番になります。黄色い網かけは、公表している区が50%未満の項目ということで、あまり皆さん公表していない項目、オレンジ色のところは、新宿区のみが公表して

いる項目になります。

ご覧いただくと、非常に新宿区は多くの項目を公表しているということで、これはいいことだという部分もある一方で、逆に区民の方からすると分かりにくくなっているところと、あと先ほどお話ししたとおり、逆に個人情報の流出にもつながりかねないというところも少し課題だなと考えているところです。

続きまして、説明資料にお戻りいただきまして、4番の「国が示す法の施行状況報告項目及び内容（案）」と書いてあるものですが、国が示しているのが1から11までの項目です。

①番の個人情報ファイルの状況。②番、個人情報ファイルの記録情報の目的外利用・提供の状況。③番、④番、⑤番は、記載のとおり、区は実績がほとんどないものです。⑥番が開示請求の状況。⑦番が訂正請求の状況。⑧番が利用停止請求の状況。⑨番以降は開示請求に関する訴訟の状況や漏えいの状況。これらの項目が、国から今、示されている項目になっております。

参考に別紙3というものをご覧いただきますと、これを見ると、大体ファイルの件数を報告してくださいというものがほとんどでして、一番最後の6ページをご覧いただきますと、そこに一部ファイルの名称とか、また、開示請求の主な内容を報告してくださいという報告の様式という形になっておりまして、国から求められているのはこのような内容になっています。

こうした状況を踏まえまして、区のほうで少し公表の項目・内容を考えていきたいと思いついて、今回の資料としましては、こちらの横の「参考」という形で今、区で考えているものを、今日お示しさせていただきますと、ご意見いただきたいところではございます。まずは、そちらの改正の案を少し説明させていただければと思いますので、A4の横の資料をご覧ください。

「運用状況の改定案」ということで、右上に「参考」と書いてあるものです。こちらが、ページでいうと3ページでございますが、先ほどありました1から17-2までの項目となっております。青い網かけについては、区の条例や規則で公表することが義務づけられているものなので、こちらについては公表することを考えております。またオレンジ色のものについては、必ずしも公表しなければならないというものではないので、このあたりを少し精査していくと考えているところでございます。

まず、1番の「公文書公開請求の状況」ということで、左側が現行ということで右側が改正後となっております。区のこれまでの公表の仕方というのが、件数などについて、前年度と今年度を比較するような形の公表をしてございました。先ほどの黄色いファイルをご覧いただきますと、1枚めくって1ページのところに、令和4年度と令和3年度の件数の比較が出ている形になっています。こうした年々の比較というのは国からも特に求められていないので、基本的に

はその年の件数を公表するように、現在、公表項目としては考えております。

また主な件数を1件1件報告するのではなくて、請求内容ということで、少し重複するようなものについてはまとめて報告するというところで、1番の公表内容のところ例のところに示されておりますけれども、「食品衛生施設一覧100件」、こういったところで国の報告様式などに倣うとともに、詳細な記載をすると、どうしても個人を特定される、識別されるおそれがあるため、公表の内容はこの程度にとどめると考えております。

2番の「自己情報開示請求の状況」ですが、こちらも法改正がありまして、「保有個人情報の開示請求」と変わっておりますが、こちらも同様の形で公表内容を少し絞った形で公表しようと思っております。

3番、4番以降も同様に、3番は保有個人情報の訂正請求の状況や、利用停止請求の状況。こちらについては令和4年度は、該当がありませんでしたので、こういったものも必要に応じて2番と同じように公表していくという形になります。

次に、5番の「個人情報業務登録の状況」についても、こちら主な業務の名称を公表していくという形で考えております。

6番についても、「個人情報ファイル登録の状況」ということで、こちらも主な個人情報ファイルの名称を公表していくという形で考えております。

7番についても「個人情報業務委託の状況」ということで、こちらも主なものを公表するという形で考えております。

8番の「目的外利用の状況」についても、同様な形で考えております。

9番の「外部提供の状況」についても同じような国の報告様式、こういったものに合わせて公表していくと考えております。

次は9-2番に移りますけれども、こちらは番号制度の情報提供の件数ですが、こちらは特に条例などで公表は決まっていないことから、削除することを考えております。

10番の「本人外収集の状況」ですが、こちら備考のほうに記載しておりますが、個人情報保護法では、そもそも「本人外収集」という概念がないため、こちらも削除することを考えております。個人情報保護法では、本人から収集した個人情報も、また本人以外のところから収集した個人情報も基本的には同じ個人情報ということになりますので、漏えいなどの防止のための安全管理措置については同様に講じられるべきという考えから、本人外収集という概念がございません。

補足の情報としますと、先ほど説明した資料1の1番ということでA3の資料がありますが、

こちらのNo. 21に、本人外収集の内容があります。こちらは、「児童・生徒の健全育成に関する警察と区立学校との相互連絡の協定に基づく外部提供について」ということで、現在は児童・生徒の情報を警察から収集した場合は、本人ではなくて警察から収集しているので本人外収集という形で整理をしていたのですが、個人情報保護法との整合を図る観点から、今後、報告事項から除こうと検討しているところでございます。しかしながら、区から警察のほうに提供するという外部提供については引き続き報告をするということで、この辺は、実際は教育委員会が所管しているところになりますので、所管課と調整していきたいと考えているところでございます。

先ほどの資料にお戻りいただきまして、11番の「外部電子計算機との結合の状況」ですが、こちらは条例・規則等で定められておりますので、こちらも公表しますが、公表の内容については、主な外部結合のシステムの名称や、結合先の公表ということで考えています。

11-2、11-3については、情報システム課が、個人情報ファイル簿に同一の資料を添付して、別のところで、ホームページで公表されているものとなりますので、こちらについては削除しようと考えています。

次に、12番のところの「指定管理者による管理の状況」ですが、これは全ての施設を掲載するのではなくて、主な指定管理施設の名称を公表すると考えています。

次に、13番は、「個人情報を取り扱う事務に係る実習生の受入状況」ですが、条例・規則上では、公表義務の規定も特になく、国への報告事項にも含まれていないということから、削除すると考えています。

また14番の「個人情報を取り扱う事務に係る派遣労働者の受入状況」につきましても同様に削除を考えています。

15番の「審査請求の処理の状況」については、これまで説明したNo. 1、2、3、4の中に含まれますので、こちらでも削除することを考えています。

次に、16番ですが、こちらは「民間事業者における個人情報の取扱いに関する苦情処理の状況」ということで、こちらは削除することを考えていますが、消費生活就労支援課で、個人情報の取扱いに関する苦情を含めた「消費生活相談の概要」というものを年1回公表していることから、こちらでも削除を考えています。

次に、17番の「防犯カメラ設置状況」です。こちらにつきましても、新規の防犯カメラ設置については公表しようと考えております。また廃止については公表しないことを考えています。

右側の備考欄をご覧ください。防犯カメラに係る要綱というものがあまして、廃止については、個人情報の管理運営会議で報告するという規定はないのですが、管理運営会議の要綱の中で、敷地内、建物の中を撮影範囲とするような防犯カメラの新たな設置については運用状況で一括して検討するという規定にはなっております。この運用状況の報告の中で、報告することになっていきますので、こちらについては残すということで考えています。なお、今、敷地内ということでお話ししましたが、敷地外の防犯カメラについては、管理運営会議で報告することになっております。先ほど説明した資料の中にある大久保公園に防犯カメラを設置したというものもありましたが、例えば公園の中とか外を映すようなカメラについては、管理運営会議の中で報告して審議するという形になっています。

最後17-2「防犯カメラの画像の外部提供の状況」につきましては、規則で記載されているため、公表しますが、実施機関別の件数のみの公表にしようと思っております。これは、どこに設置したのかということをお細かく書いてしまうと、犯罪の予防であったりとか捜査に関する情報ということもございまして、詳細の公表ではなく、件数のみにしようかと考えているところです。

以上、このような案で今、考えているところでございます。これがご了承いただければ、運用状況もかなりスリム化され、区民の方にも分かりやすい情報発信ということではできないかなと考えています。また、個人情報を特定されてしまうといったリスクも低減されるのではないかとこのところで、改定していきたいと考えておりますので、ご検討の程、よろしくお願いいたします。

【会 長】ご苦労さまでした。資料2の内容について、ご質問、ご意見はございますか。

【松井委員】ご説明ありがとうございます。

この別紙1でオレンジ色の部分は、区長が必要と認めたもので、今まで公開していたという解釈だと思うのですが、まだ案の段階ではありますが、例えば9-2については、番号法上、提供件数を公表する義務規定がないので公表しないというものですが、今までは区長が必要だと思って公表していたものの、公表をやめることについては、説明の仕方をよく考えていただければと思います。

【区政情報課長】そうですね、ありがとうございます。

【会 長】ほかにいかがでしょうか。

【栗原委員】ご説明ありがとうございます。別紙2の他区との比較ということで、新宿区は他区と比べて、かなり情報公開をされてきたというお話だったのですが、ここに至るまで、なぜ

これだけ情報を共有するようになったのか、背景を少し伺いできればと思います。

【区政情報課長】これまで1から17-2ということで非常に多くの項目を公表しているところですが、もちろん積極的に公開すべきという部分もありますので、条例や規則の中で定めているものについては、区としてやはり公開すべきということで公開してきたものです。それ以外のものにつきましては、過去の個人情報保護審議会で、いろいろなご意見をいただいた中で、少しずつ追加をされていったという経緯がございます。

しかしながら、この実習生の受入れの状況などを単体で公表しても、区民の方に、なぜこれがあるのだろうというところも正直分かりにくかったところもありますので、今回、法改正もあって、国からも通常だとやはり報告するのはこれぐらいでいいのではないかとということも示されたところもありますので、区でも少しそこを精査していこうと考えたところです。区としても条例や規則で既に定められているものは、当然、公表しなければいけないので、その部分については公表していきますが、それ以外のものについては少し見直しをしたいと考えているところでございます。

【栗原委員】ありがとうございます。追加の質問になりますが、今後、今、いただいた案の中で、公開していく情報、制限をかけるというか、ある程度整理していくというお話でしたが、今後どの情報をどこまで公開していくか、ある程度プロセスというか、その決定の段階というのは、これまでと同様のものを踏襲していくのか、新しいものを考えているのか、どういった方向性を考えられているか、伺ってよろしいでしょうか。

【区政情報課長】こちら公表項目の決定のプロセスという形にはなりますが、本日の審議会で一度、検討の場を設けさせていただきまして、またご意見などをメールなどでいただければ、それを踏まえて委員の皆様にも少しご確認いただき、区で決定の手続を進めていきたいと思っています。

決定については、区の中で、個人情報を統括的に管理しているのは副区長になりますので、副区長まできちんと説明をして、決定を受けた上で公表項目を最終的に確定していくという流れになると考えております。

【栗原委員】ありがとうございます。私からは以上です。

【会 長】いかがでしょうか。ほかに何かご質問等ございますか。

【坂下委員】どうもありがとうございました。公開自身は特に大きな意見があるわけではないのですが、先ほどほかの委員からお話があったように、もともとこの組立てをやっていることの背景には、区政を執り行う上での考えの中で、今のものが出来上がっていると思うので、

それは一度ちゃんと振り返ってから見直す必要があると思います。

また、情報公開というのは、区民から見た場合に区政の監視に当たるわけですね。それを簡略化していくということは、それに対しての情報を区民が得られなくなるということにもなります。そのため、それに対して区民から情報公開請求があったときには、過去にやったこの形のもので、ちゃんと回答ができるように体制をとっていただきたいと思います。

私からは以上です。

【区政情報課長】委員ご指摘のとおり、情報公開というところで、今回項目を絞るところで、ある意味後退していると見られないように、しっかりと注意してやっていきたいと考えております。

趣旨としましては、ある意味項目を絞ることによって分かりやすい公開ということを目的としているところもございますので、そういったところも踏まえて、過去の経緯もしっかり鑑みながら進めていきたいと考えているところでございます。

【会 長】ほかの委員さん、よろしいですか。

それでは、ほかにご意見がないようですので、本件についてもご報告があった内容で了承とさせていただきますと思います。

議事としての報告は以上になりますが、最後に、個人情報の事故がございますので、その報告をお願いいたします。

【区政情報課長】令和5年10月2日に区民の方の個人情報を滅失したという重大な事故が発覚したため、ご報告をさせていただきます。

令和5年6月2日に、新宿区の健康部落合保健センターで、申請者から難病医療費の助成に関わる申請書の一式が提出されました。本来は、速やかに東京都へ当該申請書類一式を進達するべきところ、その事務を行っておりませんでした。10月2日に申請者のご家族から事務処理状況について問い合わせがあり、確認したところ、申請書類一式を滅失していたことが発覚いたしました。不明となっている書類一式について、同センターの事務室内を捜索しましたが、発見には至らなかったところでございます。

滅失した保有個人情報については1件、1名の個人情報ということで、こちらの対応の状況ですが、10月4日に手続に来所された事故に係る本人のご家族に対して、滅失の事実を伝えて謝罪を行ったというところです。

その後の事実経過になりますが、こちら要配慮個人情報を含む個人情報の滅失の事案のために、国の個人情報保護委員会のほうへ速報を10月6日に行いました。10日に、本人のご家

族に対して電話で、一斉に閉庁後に保健センターの中を探したが、発見に至らなかったということ伝えて、改めて謝罪を行いました。また、区としましても、これについては公表しなければならないということで、プレスリリースも行ったところでございます。

公表後、個人情報保護に関する法律の規定によって、本人に対する通知を行い、また国の個人情報保護委員会への報告も行ったところでございます。

区としましては、再発防止のための対応策として、まず受付簿と申請書類の照合を複数の職員でチェックを行うことを再周知するとともに、定期的に事務の処理の状況について管理者がチェックすることを徹底します。また事務の流れを再確認して、職員に円滑な手続を徹底するように指導をしています。あとは今回滅失した健康部の落合保険センターの事務や体制について検証して、不適切な箇所について改善を行うとともに、部全体で情報共有を行って再発防止に努め、また滅失の恐れが発覚した場合は、速やかに上司に報告して対応するというのを徹底することで再発防止対策としています。

また、区政情報課としましても、11月24日に全庁向けの研修を実施しました。また事故が起きた段階ですぐに上司及び区政情報課に報告して対応を行うといったところを周知したところでございます。

報告については以上でございます。

【会長】ありがとうございます。何かご質問等ございますか。

【布施委員】今回はどこが間違っていたのか原因は分かったのでしょうか。例えば、書類を受け付けて、書類をどこかに保管したり、もしくは何かそういうルールが決まっていると思うのですが、そのルールどおりにうまくいかなかった原因はどこにあったのか。今回の場合はどこが漏れたり、もしくはこういう事態になった原因について教えてください。

【事務局】事故処理の対応をしました担当から回答させていただきます。

申請書を受け付けたら、記録簿にまず記入することになっており、記録簿に記入はしていません。その後、受け付けた職員は、書類をボックスに置いて、1週間に1回東京都に送るというオペレーションになっています。オペレーションでは、東京都に送った日付を記入し、確認者の印鑑を押す手順になっているのですが、それがずっと押されていない状態でした。それを周囲の職員も気づいてはいたけど、誰もそれを指摘せず放置してしまったというのが一番の原因です。

そのため、本来ルールとしては、置く場所や記録簿をつけるということも決まっていたのですが、まずそれをやっていなかったというのが1つ。もう1つは、それを周囲も気づいてい

たけれども、誰も指摘をしなかったというのが2つ目の原因になっております。

区では、保健センターが4か所ありますが、その4つの保健センターでしっかりセンター会というものを行って、マニュアルや、帳簿を全部整理をして、オペレーションの確認も全部し直して、今後はこういうやり方でやりましょうということを共有し、再発防止策を図っているところでございます。

【布施委員】ということは、受付簿にあるのだから記録が出されたことは間違いないと。その後、東京都へ進達するときには、進達することの確認の印があるのですか。それをずっとしていなかったから発見ができなかったということですか。

【事務局】そのとおりでございます。

【布施委員】分かりました。

【栗原委員】今回、難病医療費助成ということで、申請された方が助成制度を受けたいということで申請されたと思うのですが、そのあたり手続的な部分、申請の手続の部分と、情報の取扱いの部分でそごがあったというか、いわゆる申請者からすると、もらえるものだと思っていたものがまだ下りていないという状況でお問合せが来たかと思うのですが、そもそも申請手続の確認手順が、どういった形で実際されていたのかというところをお伺いできればと思います。

【事務局】この難病医療費助成制度自体は都道府県が行う事務になっております。難病なので、通常の医療保険とは別で、例えば月に何万円までを上限とするような助成を受けられるという制度です。申請書自体は、都道府県ではなく、各区市町村の保健センターとかで受けるという事務になっているので、新宿区にお住まいの方だったので、区の窓口で受け付けたという形になります。

やはり難病なので、なかなか東京都まで持っていくのが不便なので、各区市町村の窓口で受け付けてくださいという事務になっております。

窓口で受け付けたら、1週間に1回東京都に今週分はこれですという形でまとめて進達するという形になります。送られた後は、区のほうで一応控えは持っています。いつこの人の書類を送ったという控えの保管はしていますが、送った後に関しては、それは東京都で認定するかどうかという審査会を開いて、正式に認定されたら認定の連絡が来るのですが、申請をしてから認定が決まるまでに4か月ぐらいかかってしまいます。医師の診断書とかを結構細かく見た上で本当に助成が必要な人なのかどうかという判断をすることになるため、今回の申請は6月にありましたが、10月ぐらいいまだ期間が開いてしまったのは、そういった理由から、発覚が遅れてしまった原因の一つではあります。

ただ、本来は、やはり送ったら送りっぱなしではなくて、まずは送っていないかということをしっかり区でチェックする必要があると思います。東京都に送った後は、東京都の事務としてしっかり進めていただくこととなります。

【栗原委員】ありがとうございます。その場合、東京都に業務をお渡しする形になるという理解かなと思ったのですが、実際に東京都側で処理がされた後に、東京都から実際処理されましたという通知は区のほうに届くのでしょうか。

【事務局】東京都で認定が下りたら、Aさんの認定が下りましたという形で区に連絡が来ますので、それと併せて受給者証が、東京都から新宿区に送られてきて、それを本人に交付することとなります。それが大体4か月から5か月ぐらいかかってしまうので、この職員自体も特に来ないなという気持ちはあったのかもしれませんが、見過ごしてしまったところでございます。

【栗原委員】ありがとうございます。今、質問させていただいたのは、内部でもし仮に先に発見できたということがあれば、こういった状況があった場合、事前に説明ができるのかなと思っていたので、そのあたりどういった過程で発見に至らなかったのかなというのが少し気になったのでご質問させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

【会長】ほかの方はどうでしょう。

【香川委員】技術的、事務的にちょっと細かいことなのですが、もし分かったらということでお願ひします。

いわゆる取次ぎというので、東京都に行っていないという判断というのは、具体的にどんなエビデンスというか、どんな要素で判断されたのか、もしお分かりになれば教えてください。

【事務局】受付のときの記録簿に、いつ受け付けましたと記録をして、送ったら送りましたという日付と印鑑を押すことになっているのですが、まずそこが空欄でした。それで送られていないということが分かったのですが、もしかしたら送られていて記入漏れだったという可能性も当然あるので、それを東京都に確認をしたところ、東京都でも記録簿をつけていて、新宿区から届きましたという記録自体全くなかったことが確認できました。実際に受け付けた職員のほうでも送った記憶がないという確認がとれたところで、区で間違いなく保管して、進達する前の段階で滅失してしまったということが分かったという経緯でございます。

【香川委員】紛失したということがほぼ間違いないと。分かりました、ありがとうございます。

【川野委員】3点お伺ひしたいのですが、まず、先ほど事務局の方からどこかのところで区政情報課に情報提供があつてということだったのですけれども、それが捜索のどの段階だったの

かということ。次に検索自体にマニュアルだとか、あとはそこに第三者の方が関わるのかどうかというのが決まったりしているものなのか。今回特に難病医療費助成申請だと、かなりセンシティブな情報だと思うのです。例えば区のほかの財産ですね、例えば鉛筆1本なくなったとかということとはもう全く次元の異なる検索が必要だと思うのですけれども、そういったマニュアルだとかがあるのかどうかということと、実際どういうふうに行われたのか、そこで第三者の関与があったのか。例えば10月2日の閉庁後に検索を開始して、10月4日の時点ではありませんでしたとご本人に言っているところからすると、ご本人からすると納得のできる捜査期間とは言えないような面もありまして、そのところをお伺いします。

最後に、先ほどもご指摘の話がありましたが、恐らくこの方は助成金を得ることも、得られるようになるというのも遅れてしまったと思いますし、この難病の申請は、書類の取得手数料だとかというのもし少なからず金額がかかっているかと思うのですが、その辺は手だてといえますか補償みたいなものというのは、何かしらあったりするのか。謝罪を行ってもう1回申請してくださいということだけで終わったのかということをお伺いします。

【事務局】 3つご質問をいただいたかと思います。

1つ目の経緯のところなのですが、事故発覚後、担当係長に職員からすぐに報告があって、担当係長から区政情報課に速やかに報告があったところがございます。10月2日に発覚して4日に謝罪を行ったとのことですが、これは4日の段階ではまず謝罪をして、引き続き捜索することをご説明しました。

2つ目に、検索の方法ですが、マニュアルというのは特段設けてございませんが、落合保健センターの職員だけで探しても、それは見つからない可能性もあるというところで、健康部の庶務担当課の健康政策課の職員が一緒になって、業務に支障がない閉庁後という時間を使って一斉に全部キャビネットを開けて、ファイルに挟まっていないかとか、溶解用のダンボールの中に入っていないかなど、全て検索をした形にはなっております。そこでも発見には至らなかったというところがございます。

3つ目の事故対象者に関する補償というところなのですが、こちらの対象者の方が今回新規の申請ではなくて、更新の方でした。私どもでも、やはり事務が遅れてしまったことで本人に不利益があるというのは一番さけるべきということで、そこは東京都に至急確認をして、申請自体はとにかく改めて出してくれればよいということで、更新が1回切れた日から今回の審査が出るまでの期間というところもしっかり受給の対象とするということで確認はさせていただいて、経緯を説明した上で東京都にもご協力いただく中で、本人が余計な医療費を払わな

いという形で対応することができたところでございます。

【松井委員】今回更新だったということで、この申請者の方も初めてのことでないの分かったのだと思いますが、もし新規の方の場合、例えば区からは何も返答がなければ、それは駄目だった、返答がないイコール認められなかったと解釈をして問合せしなかった可能性もゼロではなかったと思うのですけれども、この事案でもしその申請者の方が区に問い合わせなかった場合は、永久にもうそのまま事態が発覚することもなかったと考えてよろしいのでしょうか。

【事務局】松井委員のおっしゃるとおりという部分も一理ありますが、一応審査をして、不承認ということであれば不承認になったという通知が行くことになっているので、申請者には連絡が来なかったから不承認という形ではなくて、不承認なら不承認の通知が行く形にはなっています。そのため、不承認の通知が来ていないですよという連絡が本人から来ない限りは、おっしゃるとおり、判明しなかったというところは事実ではあるところです。

【松井委員】ありがとうございます。ちなみにこれは検索して結局出てこなかったのも、原因は分からないのしょうけれども、可能性としては、例えばほかの書類に紛れてシュレッダーにかけてしまったとか、何かしら思い当たる節というのはなかったのでしょうか。

【事務局】こちらの落合保健センターでは、個人情報を書いてあるものはシュレッダーで、それ以外の行政文書は溶解文書としてダンボールが設置してあって、恐らくほかの文書と一緒にシュレッダーにかけてしまった可能性が高いのではないかと落合保健センターからは聞いております。

【松井委員】ありがとうございます。

【坂下委員】要配慮個人情報とかの話はありますが、そこはセキュリティの観点から話します。今回の報告は、個人情報をなくしましたということですよね。2015年に新宿未来創造財団というところで、メールの誤送信がありました。受信したメールを内部に転送しようと思ったら、操作を間違えて外部のアドレスに一斉投稿をかけて、29件の個人情報が漏れたのです。私、当時こういう審議会に出ていないので、区から連絡いただいて、新宿未来創造財団がどうなっているか調べてくださいということがありました。調べた内容としては、職員全ての方を回って、個人情報について知っているかどうか、今の業務が分かっているかどうか確認しました。分かっているところはほとんどありませんでした。

セキュリティは、人的、組織的、技術的、物理的。この4つなのですね。そのうちの人的対策がまるっきりできていなかったということです。もし、これの再発を抑えていこうということを区で考えるのであれば、人的対策をしっかり打つことが大事です。これは個人情報につい

ての研修をしっかりとやり、もし漏れたら大変なのだと口酸っぱく言い続ける。今回の話は、どこで消えたか分からないのですよね。ということは遡れないのです。そのため、間違っていた業務フローをもう一回見直さないと、多分同じことがまた起きる可能性はあると思います。そこをこの審議会の委員として助言をしておきます。

以上です。

【区政情報課長】今、委員ご指摘のとおり、こういった個人情報の事故で人的な部分について、しっかりと研修を行う必要性や、研修以外でも、区政情報課としてもやらなければいけないところがあるというところで、今回このような事故が発覚したところで、先ほどご報告させていただいたところですが、11月末に、今後は絶対にこういったことがないように、個人情報の取扱い等について、情報公開担当の主査が、研修会で説明を行いました。

また年に数回ですけれども、広報広聴連絡員会議という全庁の係長を集めた会議体がございます。そういったところを通じて今回の事故と、それに対する教訓であったりとか対応についても、委員がおっしゃったとおり、研修であったり、区が保有している個人情報をなくしてしまうことで本当に大きな財産がなくなってしまうといったところも、しっかりと今後も口を酸っぱく、伝えていくということをやっていきたいと考えておりますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】今日の議題は終わりましたので、事務局から何か連絡事項ありますでしょうか。

【区政情報課長】ありがとうございます。では、事務連絡を2点ほどさせていただければと思います。

まず1点目でございますけれども、来年度の審議会についてです。今年度は、個人情報保護法が改正されて施行されたことに伴いまして、4月にまず制度の概要の説明で第1回を開催させていただきまして、7月に第2回、本日第3回ということで開催させていただきました。来年度については、制度に変更というところもございませんので、今年度に沿っていくと、7月に第1回、また1月に第2回を開催するということ考えているところでございます。委員の皆様にはご予定の確認について改めてまたご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、2点目ですけれども、閉会后、本審議会の委員報酬の源泉徴収票を担当から配付させていただきますので、お受け取りいただきますよう、よろしくお願いいたします。また来年度もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【会 長】 それでは、以上をもちまして、令和5年度第3回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時49分閉会